

1 森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)の創設 【林野庁提供資料】

森林吸収源対策に係る地方財源を確保するため、次期通常国会における森林関連法令の見直しを踏まえ、平成31年度税制改正において、森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)を創設。

<基本的な枠組み>

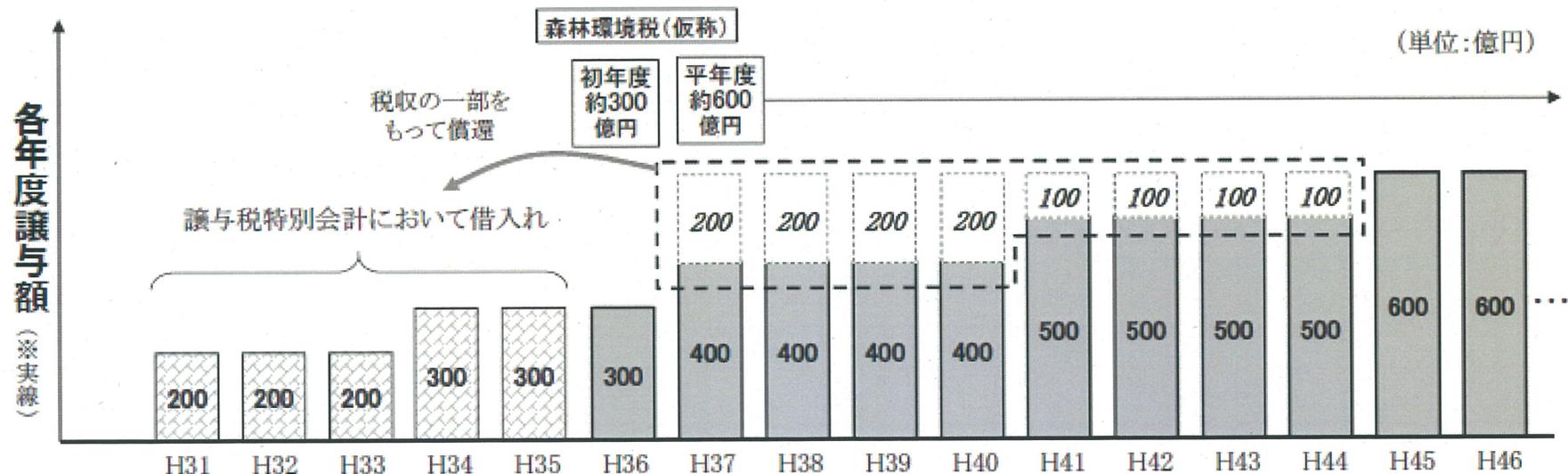
- ・ 森林環境税(仮称)は国税として、都市・地方を通じて、国民一人一人が等しく負担を分かち合って、国民皆で森林を支える仕組みとして、個人住民税均等割りの枠組みを活用し、市町村が個人住民税均等割りと合わせて賦課徴収。
- ・ 森林環境税(仮称)は、地方の固有財源として、その全額を譲与税特別会計に直入した上で、市町村及び都道府県に対して、森林環境譲与税(仮称)として譲与。森林環境譲与税(仮称)については、法令上用途を定め、市町村が行う間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用並びに都道府県が行う市町村による森林整備に対する支援等に関する費用に充てなければならないものとする。

<時期及び規模等>

- ・ 森林環境税(仮称)については、消費税率10%への引上げが平成31年10月に予定されていることや、東日本大震災を教訓として各地方公共団体が行う防災施設に係る財源確保のため住民税均等割の税率引上げが平成35年度まで行われていること等を考慮し、平成36年度から課税。税率は、新たな森林管理制度の施行後において追加的に必要となる事業量や国民の負担感等を勘案し、年額1,000円とする。
- ・ 一方で、森林現場における諸課題にはできる限り早期に対応する必要があり、新たな森林管理制度の施行とあわせ、森林環境譲与税(仮称)の譲与は、平成31年度から行う。
- ・ 平成35年度までの間における譲与財源は、後年度における森林環境税(仮称)の税収を先行して充てるという考え方の下、暫定的に譲与税特別会計における借入により対応。市町村の体制整備の進捗に伴い、徐々に増加するように譲与額を設定しつつ、借入金は、後年度の森林環境税(仮称)の税収の一部をもって確実に償還。

森林環境譲与税(仮称)の各年度の譲与額と市町村及び都道府県に対する譲与割合及び基準 (別紙)

- ・ 市町村の体制整備の進捗に伴い、譲与額が徐々に増加するように借入額及び償還額を設定。
- ・ 市町村が行う森林整備等を都道府県が支援・補完する役割に鑑み、都道府県に対して総額の1割を譲与。
(制度創設当初は、市町村を支援する都道府県の役割が大きいと想定されることから、譲与割合を2割とし、段階的に1割に移行。)
- ・ 用途の対象となる費用と相関の高い客観的な指標を譲与基準として設定。



市町村: 都道府県の割合	80 : 20					85 : 15					88 : 12				90 : 10	
【市町村分】	160	160	160	240	240	240	340	340	340	340	440	440	440	440	540	→
【都道府県分】	40	40	40	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	→

森林環境譲与税(仮称)(長野市関係)

森林環境譲与税(仮称)の配分基準について

- 1 私有林における人工林面積による配分 譲与税額の**5割**に相当する金額を配分
※ 林野率による補正があり、林野率85%以上は1.5倍、75%以上は1.3倍、75%以下は1.0倍であり、長野市は63%であり、1.0倍である。
- 2 林業就業者数による配分 譲与税額の**2割**に相当する金額を配分
- 3 人口による配分 譲与税額の**3割**に相当する金額を配分 されることとなっている。

※基準となる数値は、農林業センサスや国勢調査等による

森林環境譲与税額(仮称)について(平成30年3月現在 長野県による試算)

※平成31年度より始まり段階的に譲与税額が増加し、平成45年度より平年度化

平成31年度	～	平成33年度	43,600,000円
平成34年度	～	平成36年度	65,400,000円
平成37年度	～	平成40年度	92,700,000円
平成41年度	～	平成44年度	120,000,000円
平成45年度	～		147,000,000円

用途

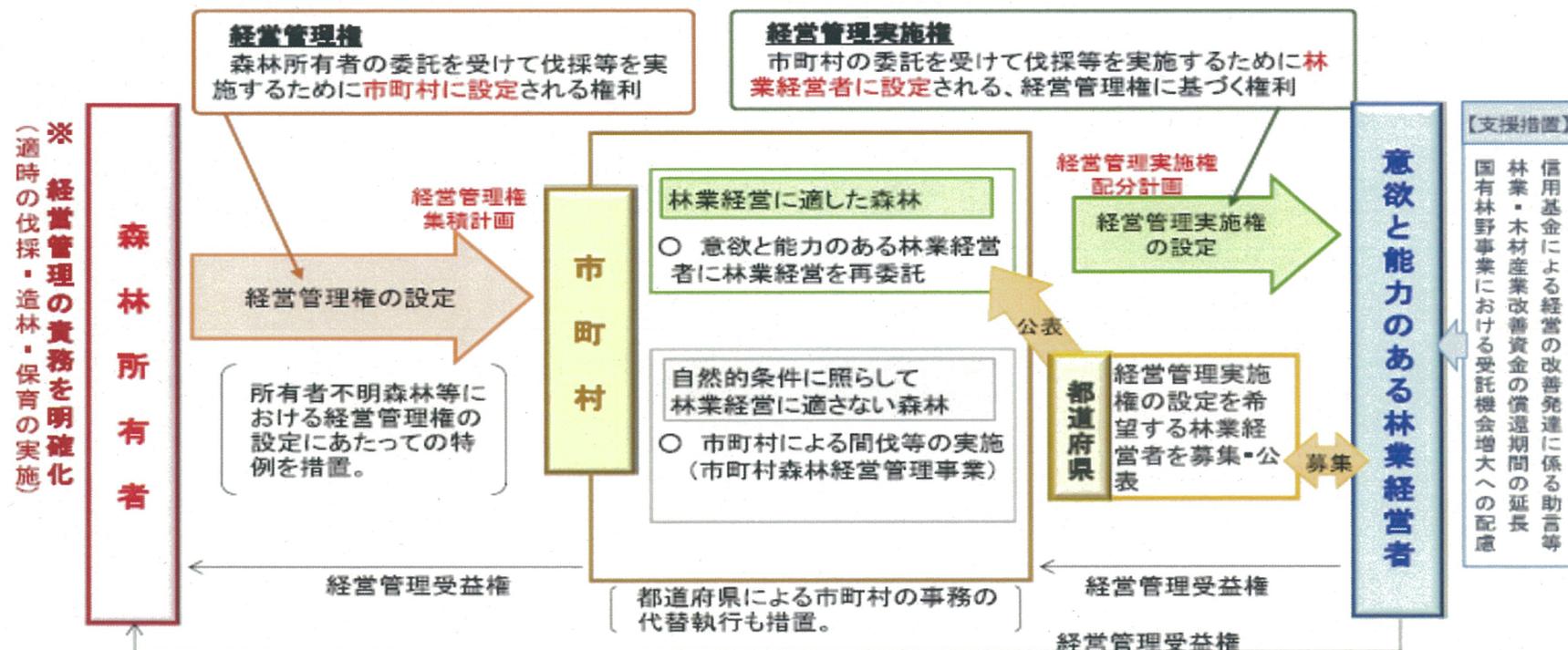
用途については、法令により定められる予定

市町村が行う間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用とされている

国においては・・・

森林経営管理制度（新たな森林管理システム）の概要

- ① 森林所有者に適切な森林の経営管理を促すため責務を明確化
- ② 森林所有者自らが森林の経営管理を実行できない場合に、市町村が森林の経営管理の委託を受け
- ③ 林業経営に適した森林は、意欲と能力のある林業経営者に再委託
- ④ 再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林においては、市町村が管理を実施



まずは森林所有者の意向調査から

Step1

所有者への経営管理
意向調査の準備

● 地域の実情を踏まえた意向調査対象区域の設定

- ・ 林地台帳や森林簿情報等を活用して、都道府県、森林組合等の事業体、自治会関係者等と連携し、手入れが行き届いていない森林のうち、所有者情報等が一定程度整理された区域から順次実施するなど、地域の実情に応じて長期的な計画を立てて意向調査の対象区域を設定します。

Step2

意向調査の実施

● 地域の協力を得て意向調査を実施

- ・ 意向調査は、毎年計画的に実施し、また、回答期間を1ヶ月程度設けることが望ましいです。
- ・ 施業プランナー（森林組合）や林家、自治会関係者等と連携し、ダイレクトメールの発送や集落座談会、訪問調査等の形で所有者の意向調査を実施します。その際、所有森林の現在の状況などの情報を届けることも効果的です。

Step3

意向調査結果を
踏まえた対応

● 所有者自らが経営管理を行う場合

- ・ これまで通り、所有者による経営管理（所有者自らが民間事業者に経営委託する場合を含む）を支援します。経営管理が行われているか、適宜状況を確認します。

● 所有者から市町村へ経営管理を委託することについて希望があった場合

- ・ 市町村は、周辺の森林の集積の状況等も踏まえ、所有者との合意の下で経営管理権集積計画を定め適切な時期に経営管理権を設定します。

● 所有者不明森林等の理由で回答がない場合

- ・ 不明所有者の探索、公告を行い、都道府県知事の裁定を経て市町村へ経営管理権を設定することが可能です。
- ・ 所有者がわかっても回答がなく、経営管理が行われていない場合は、市町村への経営管理権の設定を促します。

● 所有者から寄附や買収などの希望があった場合

- ・ 寄附や買収は経営管理権の設定の対象とはなりません。市町村が寄附を受けたり、森林を土地ごと所有する意向がある民間事業者を紹介するなどの対応が考えられます。

3 長野市における森林環境譲与税(仮称)に係る事業

① 森林経営管理事業(新たな森林管理システム)

森林経営管理制度(新たな森林管理システム)の運用に向けた事務の実施

- ・ 森林所有者に対し、所有森林の今後の管理方法等に関する所有者の意向調査を実施し、その結果、森林所有者から市に森林管理を委託することを希望する場合は、経営管理集積計画を定め公告し市に経営管理権を設定する。
- ・ 市は、林業経営に適した森林においては、意欲と能力のある林業経営者に再委託するほか、自然的条件等に照らして林業経営に適さない森林においては、市が自ら森林の管理を行う。

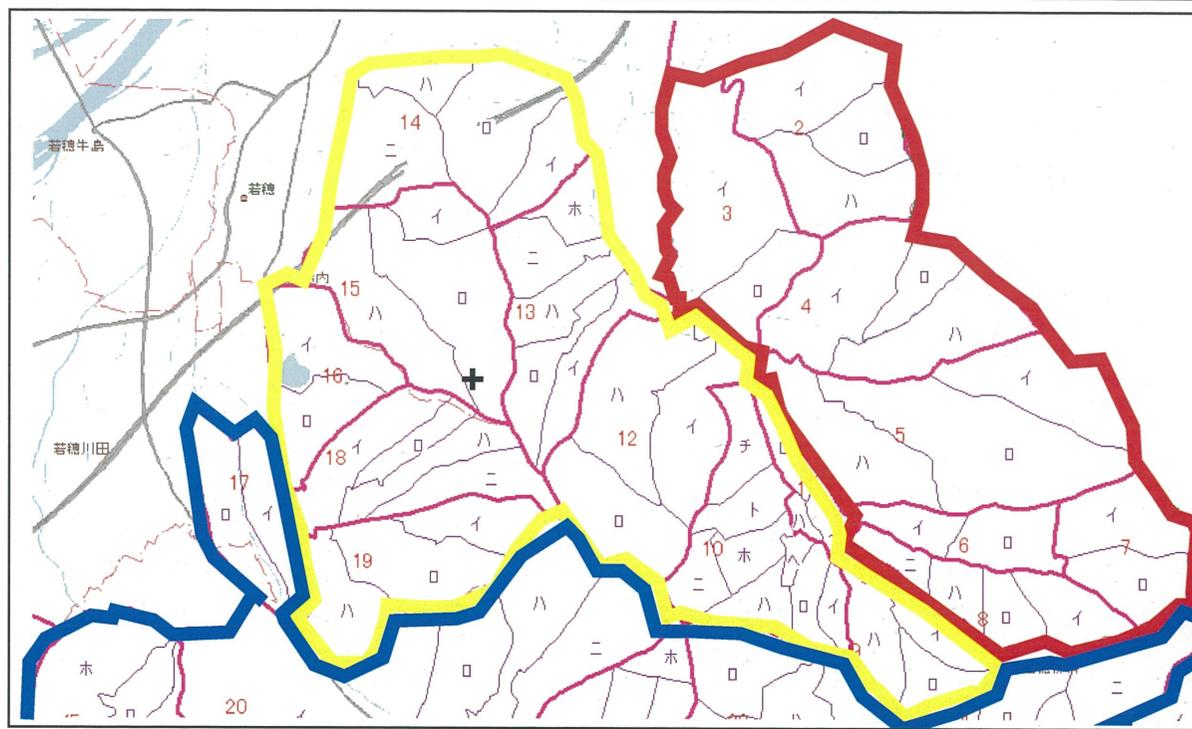
具体的には

ステップ
1

意向調査の区
域等設定

平成30年度内に意向調査の区域や調査年度の計画を立てる

- ・ 長野市内の森林所有者は森林簿上約2万人、民有林面積35,000ha程度あり、範囲が広いため、大字単位等により15年程度をかけて長野市内の森林を一巡する計画を立てる。
- ・ 具体的には、森林簿の1林班より順次大字単位で概ね毎年2,000ha前後の調査計画を立てる。(すでに森林経営計画が樹立されている林班については、基本的には対象外とする。)
- ・ 関係課との連携の調整
- ・ 意向調査の内容の検討



ステップ
2

意向調査実施
及び取りまとめ

- ・意向調査の実施及び取りまとめ(平成31年度～)
調査票の発送・回収後、意向調査の結果とりまとめ、図面等の作成、不在者の追跡調査の実施、再通知の実施など

ステップ
3

現地調査の実
施・その後の
対応

- ・意向調査の結果を踏まえ現地調査(森林の状況・境界確認・今後必要な整備など)の実施・取りまとめ(平成31年度～)
- ・今後の方針決定
現地調査の結果に伴い、再委託や直営による事業実施などを検討する

② 森林(もり)とふれあい事業(実施事業例)

目的 日常において市民が森林と触れ合う機会や、次世代を担う子供たちが緑に触れ、守り育てる機会が少ないことから、森林体験、森林学習の機会を提供するほか、森林体験を行う団体等への資材の提供・講師の派遣等を行い、市民や子供たちが森林について親しみ、関心を持ち、森林に対する理解を深める。
また、林業講座においては、林業への関心を高めてもらうため、森林整備の内容・方法のほか、安全な機械・器具の使い方・点検など実際に作業を行い、林業後継者等の人材育成を図る。

○森林体験(拡大)

従来

森林体験事業

- ・森林体験学習(高原学校等)やイベントの開催 年40回程度
- ・趣味の林業講座(チェーンソーの特別安全教育5日間)の開催など

※拡大充実

- ・森林体験学習開催数の増加
- ・チェーンソーの安全衛生教育(再教育)の実施 (歴代林業講座の受講生が対象)
- ・刈り払い機の安全衛生教育実施
- ・外部講師による講習会等の開催の検討など



趣味の林業講座

○森林(もり)とふれあい体験事業補助(新規)

地域団体や学校等が主体となって行う森林整備体験や自然観察、木材を使った木工体験等に対して、材料費や講師謝礼等に補助金を交付することにより木に触れる機会を増やし、森林・林業に興味を持ってもらう。

材料費、講師謝礼、事務費等に対し補助金を交付する

森林整備体験



森林観察会



木工体験



〇はじめての木製品事業(新規)

目的 長野市全域の約6割は森林であるものの、樹木や木材に触れられる機会が減っている。
幼少期から木製品に触れることで、木のぬくもりや手触りなど、身近に感じてもらい、あわせて森林・林業に興味を持ってもらうきっかけとして、市産材(県産材)を使用した木製品を配布する。

木製品で遊ぼう

市内の保育園・幼稚園に市産材(県産材)で作成した積み木などのおもちゃを配布する。

市内には、多くの保育園・幼稚園等があるため、数年かけて配布する。

家庭で木製品に触れよう

市産材(県産材)で作成した木製品を、3歳児検診時に配布する。

市内在住の3歳児人数 約 3,500人

ちなみに長野市では、1歳児検診
小学校入学

ブックスタート(おひざで絵本)事業
入学記念樹配布



③ 森林づくり・活用事業(実施事業例)

○森林整備補助金(拡大)

目的 国、県の補助事業の対象とならない「森林」において、切捨間伐・間伐材の搬出・植林等を行う森林所有者及び団体、若しくは、所有者から委託を受けて間伐等を行う団体等へ補助金を交付することによって、公益的機能等を十分に発揮できる健全な森林の造成や間伐材などの未利用木材を木質バイオマス燃料等として有効活用を図る。

森林とは 森林法第5条における森林(市町村森林整備計画)をいう。
(現況森林であっても森林計画外の森林においては補助金の対象とならない。)

国の補助 1林班(約100ha程度)から隣接複数林班(数百ha程度)のまとまった団地において森林経営計画が樹立された団地。1補助金申請においては5ha以上の間伐及び間伐材をha当り10m³以上搬出しなければならない。

県の補助 長野県が実施した、航空レーザ測量による科学的見地を活用して「防災・減災」の観点から間伐等の必要性が高い箇所並びにそれらと一体的に整備ができる個所を対象にした里山整備方針が樹立された個所が対象であるほか、長野県と森林所有者に10年間の協定を締結しなければならない。

市の補助 上記事業の対象にならない森林のほか、計画外森林(農地・原野)で、他の法律の網がない場合においては、条件によって補助金の対象としている。

従来の 森林整備・木材活用事業は、
 切捨て間伐、 標準経費の10分の8
 間伐材の搬出、植栽(地拵え含む)に補助 標準経費の10分の5

※拡大充実

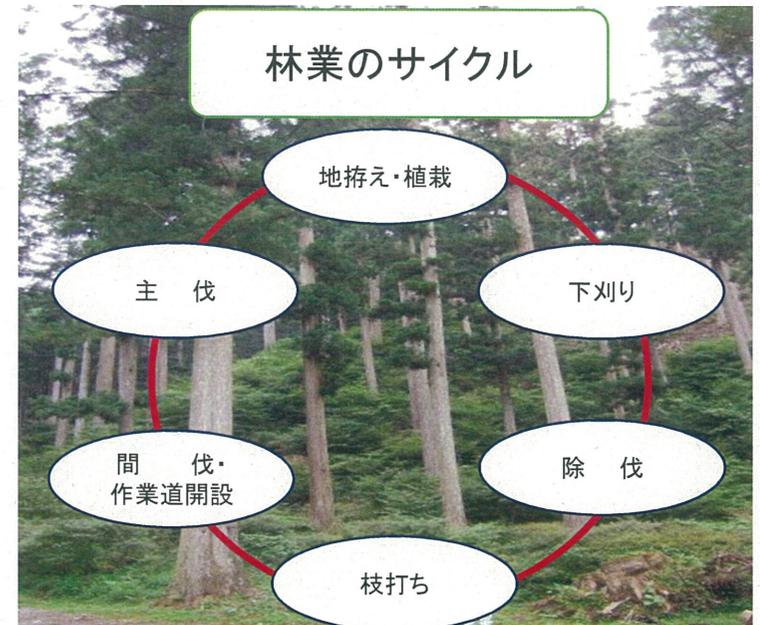
下刈り、枝打ち、侵入竹林除去、作業路の開設などにも補助
 今後、標準経費や補助対象事業についても検討
 をおこなう

標準経費の10分の8

○木質化・木製品事業(新規・一部拡大)

市産材(県産材)を使用して公共施設の一部を木質化したり、
 公共施設に木製品を設置するほか、個人が行う木製の塀の
 設置に補助金を交付し、木材利用及び活用に関しPRを図る。

- ・公共施設の木質化
- ・公共施設への木製品設置
- ・個人向け木質塀の設置補助 など



公共施設の木質化



木製品の設置



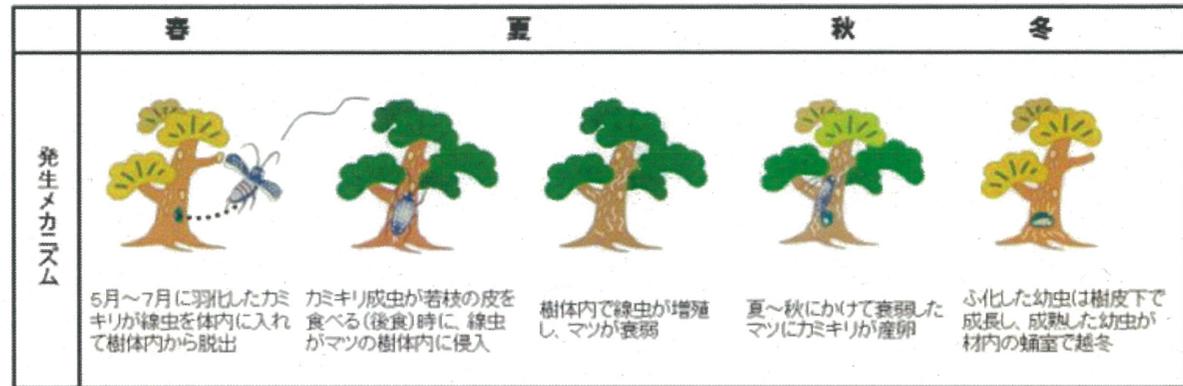
○松くい虫対策事業(新規)

松くい虫対策事業については、国・県等の補助事業を活用し、伐倒・集積・くん蒸処理を行っているものの、事業対象は、当年度被害木(アカマツの中に虫がいるもの)に限られている。

また、松くい虫被害量は、近年2,000m³で推移しているものの、駆除量は約1,000m³程度であり、全量駆除はできない状況であり、処理できなかったものは、過年度被災木として放置されている状況である。

近年は、台風など、強風等により、登山道やトレッキングコース、森林公園などへ、松くい虫の過年度被災木が倒れるなどの苦情もあることから、過年度被災木に対する危険木処理を行う。

過年度被災木処理の実施(伐倒・集積)



④ (仮称)森林(もり)づくり基金積立金

次年度以降の事業に備えて森林(もり)づくり基金として積み立てる